# 相談支援事業 運営規程

(地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援)

社会福祉法人 松風会 ライフサポート りよっと

長崎県指定 第4230300461号

島原市指定 第4230300461号

島原市指定 第4270300108号(児童)

#### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人 松風会(以下「事業者」という。)が設置する ライフサポート りよっと (以下「事業所」という。)において実施する指定相談支援の事業(以下「事業」という。)に関し、人員及び運営に関する事項を定め、利用者の豊かな生活を実現するため事業の適正な運営と適切な指定相談支援の提供を図ることを目的とする。

## (運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、 医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、当該利用者の意向、適正、障害 の特性、その他の事情に応じ、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相 談及び障害の特性に起因して生じた緊急事態等の相談その他の必要な支援を利用者の心身の状況等に 応じて適切かつ効果的に行うよう努めるものとする。
- 2 事業所は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って、公正中立な相談支援サービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、自らその提供する指定相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)、児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第27号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

#### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ライフサポート りよっと
- (2) 所在地 長崎県島原市有明町大三東甲2150番地

## (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 相談支援専門員 1名(常勤専従職員)

相談支援専門員は生活全般に係る相談、地域移行支援及び地域定着支援、サービス等利用計画の作成、 障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助に関する業務を担当する。

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から 金曜日までとする。(月9日を公休日とし土曜日営業で調整する) ただし、国民の休日、お盆・年末年始期間を除く。
- (2) 営業時間 午前8時から午後5時までとする。
- (3) サービス提供日 月曜日から 金曜日までとする。(月9日を休日とし土曜日営業で調整する) ただし、国民の祝日、お盆、年末年始期間を除く。
- (4) サービス提供時間 午前9時から午後4時までとする。
- (5) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により緊急時の連絡が可能な体制をとるものとする。

(指定相談支援の提供方法及び内容)

第6条 事業所で行う指定相談支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者又は障害児の保護者からの日常生活全般に関する相談に応じること。
- (2) サービス等利用計画、地域移行支援計画及び障害児支援利用計画の作成に関すること。
- (3) 利用者又は障害児の保護者に対してサービスの提供方法等について理解しやすいように説明するとともに、ピアカウンセリング等の支援を必要に応じて実施すること。
- (4) 地域のサービス事業者の情報を適正に利用者等に提供すること。
- (5) 利用者の居宅を訪問し、利用者又は障害児の保護者に面接によるアセスメントを実施すること。
- (6) サービス等利用計画、地域移行支援計画又は障害児支援利用計画の原案を作成すること。
- (7) サービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画、地域移行支援計画又は障害児支援利用計画の 原案内容について意見を聴取すること。
- (8) サービス等利用計画、地域移行支援計画又は障害児支援利用計画の原案を利用者等に説明し、文書により同意を得ること。
- (9) サービス等利用計画、地域移行支援計画又は障害児支援利用計画を利用者等及び利用サービス等 の担当者に交付するとともに、市町へ写しを提出すること。
- (10) 月1回以上、利用者の居宅を訪問し、サービス等利用計画、地域移行支援計画又は障害児支援利用計画の実施状況の把握(モニタリング)を行うこと。
- (11) 必要に応じ、サービス等利用計画、地域移行支援計画又は障害児支援利用計画の変更を行うこと。
- (12) 障害児支援利用計画の変更を行った場合は、関係者との連絡調整を行うと共に、障害児又はその保護者に対し、通所給付決定等に係る申請の勧奨等を行う。
- (13) 地域移行支援として障害福祉サービス事業の体験的な利用等に係る同行による必要な支援を行うこと。また、一人暮らしに向けた体験的な宿泊に係る支援を行うこと。
- (14) 地域定着支援として、台帳を整備し、利用者に対する常時の連絡体制を確保すること。
- (15) 緊急時における一時的な滞在等による支援を行うこと。

#### (利用者から受領する費用の額等)

- 第7条 法定代理受領を行わない指定相談支援を提供した際は、利用者又は障害児の保護者から障害者の 日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の14第3項、同法第51条の17第2項及 び児童福祉法第24条の26第2項に規定する額の支払いを受けるものとする。
- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者から徴収する。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は、次の額を 徴収する。
- (1) 通常の事業の実施区域を越えた地点から片道10キロメートル未満 400円
- (2) 通常の事業の実施区域を越えた地点から片道10キロメートル以上20キロメートル未満 800円
- (3) 通常の事業の実施区域を越えた地点から片道30キロメートル以上 1,000円
- 3 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者に対し当該サービスの内容及び 費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 4 第1項及び第2項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

#### (通常の事業の実施区域)

第8条 通常の事業の実施地域は、島原市とする。

## (主たる対象とする障害の種別)

第9条 事業所において指定相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 知的障害者(18歳未満の者を除く)
- (2) 障害児(知的障害のある児童)

## (虐待防止に関する事項)

第10条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を 行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

## (苦情解決)

- 第 11 条 提供した指定相談支援に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した指定相談支援に関し、市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

## (事故発生時の対応)

第 12 条 利用者に対する指定相談支援の提供により事故が発生した場合は、長崎県及び支給決定をした 市町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

## (研修)

- 第13条 従業者の資質向上のために、研修の機会を次のとおり設けるものとする。
- (1) 採用時研修 採用後6か月以内
- (2) 継続研修 年 1回以上

#### (秘密の保持)

- 第14条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずるものとする。

## (記録の整備)

- 第15条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 2 利用者に対する指定相談支援事業の提供に関する諸記録を整備し、当該指定相談支援を提供した日から5年間保存するものとする。

# (補則)

第 16 条 この規程で定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 松風会と事業所の管理 者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

1 この規程は、平成25年10月1日から施行する。